広島県保険者協議会設置運営規程

(目的)

第1条 広島県保険者協議会(以下「協議会」という。)は、広島県内の保険者 (高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第2 項に規定する保険者及び広島県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。) の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、 それに基づく取組の推進等を図るとともに、広島県医療費適正化計画の策定 又は変更、同計画の実施についての広島県への協力、広島県医療計画の策定 又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行 うものとする。
 - (1) 特定健康診査等の実施, 高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
 - (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
 - (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
 - (4) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査 及び分析の結果等に基づく意見提出
 - (5) 医療費適正化計画の実施についての広島県への協力
 - (6) 医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
 - (7) その他目的の達成のために必要な事項

(構成)

- 第3条 協議会は、次の者を委員として構成する。
 - (1) 全国健康保険協会広島支部を代表する者
 - (2) 健康保険組合を代表する者
 - (3) 国民健康保険の保険者たる市町を代表する者
 - (4) 国民健康保険組合を代表する者
 - (5) 共済組合を代表する者
 - (6) 広島県後期高齢者医療広域連合を代表する者
 - (7) 健康保険組合連合会広島連合会を代表する者
 - (8) 広島県国民健康保険団体連合会を代表する者
 - (9) 広島県担当部署

2 協議会は, 広島県医師会,広島県歯科医師会,広島県薬剤師会,社会保険診療報酬支払基金広島支部,広島県国民健康保険診療施設協議会の関係者並びに学識経験者等の参画及び助言を求めることができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は,前任者の残任期間と する。

(役員)

- 第5条 協議会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 役員は委員の互選により選任する。ただし、必要があるときは、委員以外 の者から選任することを妨げない。
- 3 監事は、会長又は副会長を兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。

(専門部会の運営)

- 第7条 協議会は,第2条に掲げる事項について具体的実施に向けた検討を行うため,専門部会を設置する。
- 2 専門部会に属するべき部会員は、第3条第1項第1号から第9号までに掲 げる者が推薦する者をもって構成する。
- 3 部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 部会委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は,前任者の残任期間とする。
- 5 専門部会に部会長1名,副部会長2名を置き,当該専門部会に属する部会員の互選により選任する。
- 6 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 7 専門部会長に事故があるとき、又は欠席のときは、副部会長が、その職務を代理する。

8 専門部会長は、協議結果を協議会に報告しなければならない。

(議事)

- 第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同 数のときは、会長の決するところによる。

(費用の負担)

第9条 協議会の運営等に要する経費については,第3条第1項第1号から 第6号までに掲げる構成団体が応分に負担する。

(事務局)

- 第10条 協議会の事務は、広島県及び広島県国民健康保険団体連合会が共同で 処理する。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。(目的)

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の規程第4条により現に選任されている委員については、この規程による改正後の規程第3条により選任されているものとみなし、その任期については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正後最初に選任される第7条第2項の部会員の任期は, 第4項の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。
- 4 第9条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、 当該助成額を控除して得た額とする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年3月14日から施行する。